

提出された意見の内容と市の考え方について

No.	ページ	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	p6	指定地域共同活動団体制度について、唐突感が否めない。このような新たな構想があるならば、説明を増やしてほしい。	本項目は、全国的な市民協働を取り巻く状況を整理する中で、令和6年の地方自治法改正により新たに創設された「指定地域共同活動団体制度」について、地域における市民協働を進めるための新たな仕組みの一例として、紹介しているものです。 ご意見も踏まえ、当該制度の内容について、記載内容を修正します。
2	p9	「(3)協働による地域コミュニティの維持・発展の必要性」について、自治会加入率は全国的に比べ高い割合を維持していると記載があるが、現状は自治会加入率や担い手の減少が続いており、記載内容がやや楽観的である。すべての活動主体に危機感を持ってもらえるよう、自治会非加入者の増加や運営の担い手不足、従来型運営が時代に合わなくなっている現状を、より明確に示すべきである。	令和7年(2025年)4月現在における本市の自治会加入率は83.7%と全国平均に比べて高い割合となっているものの、令和5年(2023年)以降、減少傾向にあり、市としても重要な課題であると認識しています。本計画においても「基本方針2」の指標(ものさし)に「自治会加入率」を設定するとともに、主な取り組みとして記載している「自治会加入促進条例の周知・啓発」に基づき、加入率の維持向上に向けた取り組みを行ってまいります。 ご意見もふまえ、加入率の動向を適切に表現するように記載内容を修正します。
3	p33	「1-② 市民活動の担い手の掘り起こし・活用」について、地域活動への参加意欲向上や動機付けにつながる取り組みとして「地域活動従事証明書の発行」を位置付けてほしい。また、この証明書を関係機関に提出することで、その従事者にとって有利な条件が得られるように学校や企業に働きかけを行うべきである。	いただいたご意見と類似の取り組みとして、他市町村では社会福祉協議会等によるボランティア活動証明書の発行や、学校・企業において活動実績が評価材料として活用されている事例があることは認識しています。一方で、地域活動全般を対象とする場合、活動内容や時間数などの基準設定、運用方法の整理が必要となることから、現時点での制度化は難しいと考えています。 引き続き、地域活動への参加意欲や動機付けにつながる取り組みを検討していきます。
4	p36	「2-② 市民活動団体の組織力強化に向けた支援」について、市民活動団体の担い手不足解消に資するため、組織運営の効率化に関する支援を記載してほしい。	市民活動団体の担い手不足については、本市においても重要な課題であると認識しており、「1-① 市民協働にかかる意識醸成、参加へのきっかけづくり」及び「1-② 市民活動の担い手の掘り起こし・活用」において、担い手不足解消に向けた取り組みを記載しています。 ご意見としていただいた、組織運営の効率化に関する支援についても、市民活動団体の活性化、持続可能な活動に向けた支援として重要な視点であると考えますので、この点について、記載内容を修正します。
5	p40	「行政の協働推進 ①市役所の協働意識醸成」について、「職員の自治会加入促進」を位置付け、職員が地域住民の一員であるという自覚を促すべきである。	本市の自治会加入促進条例では、第4条において、地域住民の役割を、自治会が地域で中心的な役割を担っていることを理解し、自治会への加入に努め、自治会活動へ積極的かつ主体的に参加するよう努めること、としています。 自治会非加入者の増加や活動の担い手不足が課題となっている状況において、市職員が地域住民の一員としての意識を高く持つことは重要であると考えます。 引き続き、職員の協働意識を醸成し、職員の自治会加入促進等に努めてまいります。 また、主な取り組みのNo.10については、「基本方針1」から「行政の協働推進」に位置づけを変更します。
6	p40	「行政の協働推進 ①市役所の協働意識醸成」について、協働相手の事情を考慮し、市主催の会議や連絡調整の在り方を見直すなど、従来からのイメージである専従の自治会長という概念を取り払い、現役世代が兼任しながら参加しやすい環境づくりを進める必要がある。	市民協働を進めるうえでは、協働の相手をお互い理解、尊重し、相手の負担とならないような配慮が必要となります。そのため、市役所全体での市民協働にかかる意識醸成を図っていかなく、手続きや会議方法を見直すなど、多くの人が市民活動に参加しやすい環境づくりを引き続き進めてまいります。